

○南房総市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

平成19年3月30日

告示第37号

(目的)

第1条 この告示は、木造住宅の耐震診断を行う者に対し、南房総市補助金等交付規則（平成18年南房総市規則第45号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき、予算の範囲内において木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を補助することにより、地震時における木造住宅の安全に対する市民意識の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震相談 公益社団法人千葉県建築士事務所協会（昭和51年7月31日に社団法人千葉県建築設計事務所協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）安房支部が実施し、市が協力する木造住宅耐震相談をいう。
- (2) 木造住宅耐震診断士 一般社団法人千葉県建築士会（昭和33年12月10日に社団法人千葉県建築士会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）安房支部、一般社団法人千葉県建築士会鋸南支部又は公益社団法人千葉県建築士事務所協会安房支部に所属する会員であって、千葉県が開催する既存の木造住宅の耐震診断及び改修に関する講習会又はこれと同等と市長が認める講習会の講習修了者を掲載した名簿に登録された者をいう。
- (3) 木造住宅耐震診断 前号に規定する木造住宅耐震診断士が「木造住宅の耐震診断と補強方法」（一般財団法人日本建築防災協会／国土交通大臣指定耐震改修支援センター発行）に基づく一般診断法又は精密診断法により木造住宅を調査し、報告書を作成する耐震診断で、市の補助事業により行うものをいう。

(補助対象となる木造住宅)

第3条 補助金の交付対象となる木造住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存するものであること。
- (2) この告示に基づく補助金の交付を受けた住宅でないこと。
- (3) 柱、梁その他の主要構造部が木材の在来軸組構法によって造られていること。
- (4) 平成12年5月31日以前に着工された住宅で、一戸建て住宅又は併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が、当該木造住宅の延べ床面積の2分の1以上のもの）であること。
- (5) 地上階数が2以下であること。
- (6) 原則として耐震相談において、「誰でもできるわが家の耐震診断」（国土交通省住宅局監修・一般財団法人日本建築防災協会発行）に基づく診断の結果、評点合計が9点以下の住宅であること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、木造住宅耐震診断を受ける者であつて、次の各号に掲げるすべての要件を満たすもの（一の木造住宅を所有する者が2人以上いる場合にあつては、その者らが代表者として選任した者に限る。）とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 木造住宅を所有し、かつ、居住していること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、木造住宅耐震診断の実施に関する契約の締結後、耐震診断を実施する前までに、規則第3条の補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断実施計画書（別記第1号様式）
- (2) 住民票の写し
- (3) 木造住宅に係る登記事項証明書その他の木造住宅の所有者及び建築年月日を証する

書類

- (4) 木造住宅耐震診断の実施に関する契約書の写し
 - (5) 木造住宅の平面図及び付近見取図
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- (交付の条件)

第7条 規則第5条に規定する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則第6条の規定により補助金の交付の決定通知を受領した場合において、前条の規定による補助金の交付を申請した内容を変更しようとする場合には、市長の承認を受けること。
 - (2) 木造住宅耐震診断を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (3) 木造住宅耐震診断が予定の期間内に完了しない場合又は木造住宅耐震診断の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
 - (4) その他市長が必要と認める条件
- (変更承認の申請)

第8条 前条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、木造住宅耐震診断費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第2号様式）に第6条各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査の上、変更の承認の可否を決定し、承認することとしたときは木造住宅耐震診断費補助金交付決定変更通知書（別記第3号様式）により、承認しないこととしたときは、木造住宅耐震診断費補助金変更（中止・廃止）不承認通知書（別記第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 実績報告しようとするときは、木造住宅耐震診断の完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の2月末日のいずれか早い期日までに、規則第12条に規定する実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければ

ならない。

- (1) 木造住宅耐震診断実績説明書（別記第5号様式）
- (2) 木造住宅耐震診断結果報告書等の成果品の写し
- (3) 木造住宅耐震診断に要した費用の領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の請求）

第10条 規則第14条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第15条の規定による補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、速やかに補助対象者に補助金を交付するものとする。

（代理受領）

第11条 補助対象者は、補助金の受領を、当該補助に係る木造住宅耐震診断を実施した木造住宅耐震診断士に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

- 2 前項の代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、第9条第3号に規定する書類に代えて木造住宅耐震診断に要した費用の請求書の写し、当該請求書に係る額から補助金額を差し引いた額の領収書の写し及び当該代理受領に係る委任状を実績報告書に添付しなければならない。

- 3 第1項の代理受領により補助金を交付する場合は、前条第2項の規定にかかわらず、市長は、前項の代理受領に係る委任状に基づき、補助対象者の受任者たる木造住宅耐震診断士へ補助金を交付するものとする。

（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第33号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年6月18日告示第107号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年8月9日告示第127号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年3月29日告示第40号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月17日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式については、この告示による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成30年3月8日告示第27号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月28日告示第150号）

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助金の額
木造住宅耐震診断に要する費用（延べ床面積（併用住宅にあっては、居住の用に供する部分の延べ床面積）に1平方メートル当たり1,000円を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度とする。）	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額が100,000円を超えるときは、100,000円とする。